

THE JOURNAL OF ECONOMICS

(Quarterly)

Vol. 48, No. 3

October, 1982

Contents**Articles**

- | | |
|------------------------------------------------------------------|-----------------|
| The Mōris' Financing the Fujita & Co. | Haruhito Takeda |
| Corporate Asset Revaluations and Adjustments of
Equity Values | Shizuki Saito |
| The Crisis of 1873 in the United States | Eisuke Ono |
| The German Business Cycles 1880-1895 | Toru Iwami |

Note

- | | |
|--------------------------------------------------------------------------------|--------------|
| P.I.Koeppen's Statistical Analysis of the
Russian Surf Population in 1830's | Eiichi Hizen |
|--------------------------------------------------------------------------------|--------------|

Book Reviews

- | | |
|-------------------------------------------------------------------------------------|----------------|
| Ryuichiro Tachi, <i>Theory of Monetary Policy</i> | Takuji Shimano |
| Eiji Takemae, <i>Postwar Labor Reform in Japan:
History of GHQ Labor Policy</i> | Koshi Endo |

Edited by
THE SOCIETY OF ECONOMICS, UNIVERSITY OF TOKYO
BUNKYO-KU, TOKYO

季 刊

經濟學論集

第48卷 第3号

1982年10月

〔論 文〕

- | | |
|---------------------------|---------|
| 明治前期の藤田組と毛利家融資 | 武 田 晴 人 |
| 資産再評価と資本修正(3・完) | |
| —資産再評価期を中心とする米国企業 | |
| 会計の事例研究— | 斎 藤 静 樹 |
| アメリカにおける 1873 年恐慌(2) | 小 野 英 祐 |
| ドイツにおける景気循環 1880-1895 (2) | 石 見 徹 |

〔資 料〕

- | | |
|------------------|---------|
| 1830 年代ロシアの人口構成 | |
| —ペ・イ・ケッペン「ロシア住民の | |
| 身分別・県別分布」— | 肥 前 榮 一 |

〔書 評〕

東京大学経済学会

『論文』

明治前期の藤田組と毛利家融資

武田 晴人

1. はじめに

明治17(1884)年に小坂鉱山の払下げを受けて鉱山業に進出した藤田組が、その事業資金の不足を毛利家からの融資にあおいでいたことは、同和鉱業『七十年之回顧』などの記述から断片的に知られているところである。本稿は、その経緯に関する若干の資料¹⁾を紹介しつつ、毛利家融資が藤田組事業の展開に果した役割の一端を明らかにしようとするものである。

以上の課題を明らかにするためには、明治前期の藤田組の経営動向について検討し、そこから毛利家融資を必要とした事情等を確定していく

1) 予め本稿で紹介する資料の性格について明らかにしておきたい。旧藤田組関係資料の殆んどは現在散逸状態にあるが、その一部は同和鉱業(株)が『七十年之回顧』を編纂するにあたり収集筆写した二次資料として現存している。原資料は、旧藤田組の継承会社である藤田株式会社に保存されていたもので、そのうち、鉱山の経営に関する若干の資料が当時の編纂担当者の手で筆写され、同和鉱業社史資料として残されたからである。そのため資料の原型等について現在では知ることができないうえ、筆写の際に生じた誤記や字体の変化等についても確認することはできない。また、藤田株式会社の資料提供条件に、鉱山経営に関する資料だけに限るとの一项があったため、合名藤田組や藤田銀行等の資料は当時まで保管されていたと思われるにもかかわらず、一切含まれていないし、残念ながら、藤田株式会社も現在、これを保存していないと言う。従って、紹介利用する資料は二次的性格をもつという限界があることは否めないが、経過の一端を知るうえでは極めて貴重なものと考えられる。

なお、これらの資料を用いて、同和鉱業は『七十年之回顧』の稿本にあたる千数百ページに及ぶ大冊を、田中惣五郎の筆によりまとめており、これも社史資料として保存されている。本稿では、これを『稿本』と略記し、あわせて参照した。また、引用資料の表記については、筆写に際し生じたと思われる誤記についてはできる限り訂正したほか、旧字体の一部を新字に、漢数字をアラビア数字におきかえたことをお断りしておく。

べきであることは言うまでもない。しかし、残念ながら利用しうる資料は、毛利家融資に際して作成された文書類がほとんどである。そのため、三次にわたる融資の前後の事情をそれらの文書から推定することに、ここでの検討が限定されていることを予めお断りしておきたい。また、藤田組の経営に重要な位置を占めた小坂鉱山の動向についても出来る限り論及するが、本格的な分析は他日を期したいと思う。²⁾

2. 第一次融資(明治18年)

明治14年1月、藤田伝三郎商店を改組し、伝三郎、鹿太郎、久原庄三郎の三兄弟の出資(資本金6万円)で設立された藤田組は、17年9月に秋田県小坂鉱山の払下げを受け、翌18年1月には資本金を20万円に増資し、諸規則・職務章程の大改正を行なって経営体制を整備した。³⁾しかし、兵部省御用達商内と土木建築業を主業としていた藤田組が新たに鉱山業に進出すために十分な資力をもっていたとは言い難かった。小坂払下げ決定の約1年後の18年8月には、毛利家に対して「拝借金御願」が出されているからである。そうした意味では、小野組破綻後の古河市兵衛が渋沢栄一の第一銀行や相馬家からの借入に依存して鉱山事業に着手し成功を収

2) この時期の藤田組については、とりえず『七十年之回顧』及び、宇田川勝「日産財閥成立前史についての一考察(上)」(『経営志林』9巻4号、1974年)を参照されたい。なお、関連する研究として、大江志乃夫「『政商』藤田組をめぐって」(明治史料研究連絡会『明治史料』6号、1961年)があるが未見である。

3) 『七十年之回顧』pp.27~29。

明治前期の藤田組と毛利家融資

3

10月10日付で〈資料2〉の契約が締結された。⁴⁾

〈資料2〉 契約書(第一次融資)⁵⁾

藤田組所有に係る秋田県陸中国鹿角郡小坂村及同郡十輪田村両鉱山を買入にして毛利家より貸金を為すに付結約する条款左の如し。

第一条 金 20万円を毛利家より、藤田組へ貸出すに付、右質物として鉱山借証書を委任状付にて毛利家に差入置くべし。

第二条 前条金額を明治18年11月より同19年中に毛利家金融の都合に依り幾度にも仕払ふべくに付、其都度成規の通り受取証直に入付すべし。但、利子は年7分5厘の割を以て元金仕払翌月より日歩に算当し(1ヶ年日数を365日とす)、藤田組より毛利家に納付すべし。

第三条 ……略……

第四条 貸金期限は明治20年1月より同24年12月中にて5ヶ年間とし、利子は藤田組毎期決算済の上、1月7月の両度毛利家へ延滞なく払入るべし。

第五条 ……略……

第六条 貸金期限中は毎期決算報告施行前之を毛利家に差出し、充分の調査を乞ふものとす。且平素藤田組商業不利と認むるかまたは業務上に付、毛利家より異見を提出する時は擲重に協議を遂げ其指示を乞ふべし。藤田組に於て之を拒むことを得ず。

第七条 ……不明……

第八条 ……略……

第九条 貸金期限中営業上看督として毛利家の人の撰を以て社員1名藤田組本店へ差出し其月給は藤田組より支給し、之を拒絶することを得ず。

第十条 ……以下略す……

めていったことに類似している。明治前期に「政商」と呼ばれた人々のなかに、その資金的な限界を金利生活者化する旧領主層の資金力に依存することで克服し、経営的な成功の道を切り拓いたものが少なからず存在したのである。⁶⁾

藤田組が毛利家からの資金援助を必要とした事情は、〈資料1 拝借金御願〉によって概略を知りうる。

〈資料1〉 拝借金御願⁵⁾

私共儀
萩旧城下に於て御恩澤を蒙り數代商業仕り居由緒も御座候處御一新之際御国益之一助にも相成候事業を企図仕り度に付大阪に罷越し、兄弟組合一店を開き陸軍御用達其他相勤め今日は稍々營業之基礎も相立ち目的に達することも遠からぬ儀と奉存候、然るに業務上には資金に大額を要し、殊に近來鉱山事業に從事仕候に付、小資金を以て操り合仕候では利潤の多きを得べき事に自然少きものに相成り甚だ殘念至極に奉考候、就而は千万恐れ多き御願に奉存候得共旧来之御仁愛被為在候義に付、此際、一は事業之為め、一は私共目的を達する為に偏へに御深情を以て金20万円御貸下被仰仕候様奉願上候、左候得ば抵當物、利子等之義は御命示に従ひ如何様とも仕度奉存候、實に私共業務上莫大之便益を得て生涯難忘儀に御座候間特別之筋を以て願之趣御許容被仰付候様只管奉懇願候、此段御願申上候也。

明治18年8月

藤田鹿太郎

久原庄三郎

藤田伝三郎

毛利家家令 柏村 信殿

願之趣 相當之質物差入置候はば特別を以締結之上來明治19年中に貸与可致候事。

明治18年9月

毛利家印

下線部から知られるように、借入の主たる理由は小坂鉱山経営資金の不足であった。この願出は、井上馨の口添えもあって9月に許可され、

4) やや性格は異なるが、毛利家の資金援助によって経営破綻を克服した事例に笠井順八のセメント業がある。この点詳しくは小野田セメント『小野田セメント100年史』(1982年) pp.96, 122~125参照。

5) 同和鉱業社史資料 20-(1) 「毛利家対藤田組貸借關係書類要項」より抜粋。以下の資料も特に断らない限り同様。

本契約には藤田組を代表して伝三郎、鹿太郎、久原庄三郎が、また毛利家では元徳の代理として家令柏村信、家扶井関美清が署名捺印した。注目すべきは、その末尾に「右締約之旨趣承認候事 井上馨」と書き添えられていることで、この融資に関する井上の役割と同時に、毛利家

6) 井上馨と藤田組との関係については、『世外井上公伝』に「藤田伝三郎家屋井ニ追々増殖金ニ付諸規則之定」(明治9年)が収録されており、藤田が事業經營を進めうえで「後見」的な役割を担っていたと言われる(同書第4巻 pp.199~204, pp.354~357)。

7) 資料タイトルは筆者による。

の財産運用についての井上の発言力の強さを窺うことができよう。

成立した第一次融資の条件は、鉱区証書を抵当とし、年利 7.5%、5 カ年というものであった。小坂・十輪田両鉱山の払下げ価格が、半製品代 7 万円余を除いて 20 万円であったことを考慮すれば、抵当物件の提供は限度一杯であったとみてよい。⁸⁾ 利率は当時の状況からみれば必ずしも高利であったとは言えない。従って、問題は、第六条の藤田組経営に対する毛利家の指示権を認めた規定や、第九条の「営業看守者」の設置規定であろう。ここから毛利家が融資に際して債権保全のために相当の配慮を払ったことを知ることができる。この点は、より具体的には、契約と同時に藤田組社員 3 名が提出した〈資料 3 誓約書〉によっても確認できる。

〈資料 3〉 誓約書（？）

今般毛利家へ押借金出願仕候処御許可被成下別紙御結約之通り堅相守可申候、尚私共心得方左に申上置候

一、幸に融通金剩余あるときは毛利家へ納入し置き要用の都度引出可申候

一、毛利家の外無抵当にて他借一切致申間敷こと（付箋）「無抵当にて」ノ文ヲ加ヘタルハ此度押借金 20 万円ニテ他借ヲ不残解クニ至ラス然トモ他ノ関係人漸次解ク覚悟ナルヲ以テナリ

一、小坂及十輪田鉱山営業純益の五分に当る毎年公債証券或は諸会社株券を毛利家へ預置可申こと⁹⁾

一、從来業務之外容易に他の商業を求めず充分利益ある確実の事業を見当る時は必ず毛利家へ協議の上決行可致こと

一、鎮台糧食米買入之儀は同台の規則に従ひ現米を以て買入精米となし上納するの外仮令如何様の事情あるとも必ず米市場に於て懸米等決して致間敷こと¹⁰⁾

8) 『工部省沿革』によると、明治17年末の小坂鉱山財産評価額は、19万2,000 円で、払下げ価格を若干下廻っていた（『明治前期財政経済史料集成』第 17 卷、1931 年、改版社、p.503）。

9) 本項には次のような付箋がつけられていた。「或は諸会社株券」ノ文ヲ加ヘ「買入是」ヲ除ク。但、確実ナル商業ノ為メ資金ヲ要スル時ハ毛利家へ協議之上公債証書及株券ヲ以テ一時金融相顧コトアルベシ」

10) 本項の付箋によると、当初案は鎮台關係の事業を中心とする予定であったが、機械・建物等の償却の関係で

- 一、仮令如何様の事情あるとも空相場は堅く禁ずべき事
- 一、5ヶ年間非常の仕組を為すべき事
- 一、仕組中家屋建築は勿論遠用なる物品買入等は決して致間敷事
- 一、仕組中他に貸金致す間敷事
- 一、営業上之交際を除く之外成る可く他の交際を減止可致事
- 一、可成人員を減する事

以上

誓約書後半の「5ヶ年間非常の仕組を為すべき事」以下、動産・不動産の購入、貸金、交際費支出等の制限や人員削減などを「誓約」したことは、毛利家側が藤田組の経営と家計運用に危惧を抱いていたことを示すものであろう。この誓約書の宛先の一つは柏村であったが、これと並んで井上馨の名が連ねられていることからみて、それは実際上、井上の意向であったと推定しうる。

こうした危惧は、「懸米」「空相場」の禁止から知られるように、藤田組がそれまで相場投機に傾斜した冒険的な経営を行なっていたことから生じたものようであった。そして、後の経過からも明らかのように、それは、明治前期の藤田組の経営体质とも言うべき抜き難い難点でもあった。従って、第一次融資を必要とする理由に挙げられた小坂経営資金の不足の背後に、そうした面での問題点がなかったとは言えない。実際、〈資料 3〉第 2 項の「付箋」に記されたように、この時の毛利家融資は藤田組の出資金に相当する巨額であったにもかかわらず、累積していた「他借」を全て清算するには不足であった。従って、小坂払下げまでの藤田組は、借入金依存による事業拡大のなかで、資金的には行き詰り状態を呈し、小坂鉱山経営の余裕がほとんどなかつたと言っても、過言ではなかったと推定できる。

それ故、毛利家の融資は「他借」を整理し、藤田組の金融的基盤を安定させるうえで不可欠のものであった。貸付は、契約に従い明治 18

「其解コト急ニ出来サル所以」により、本文に示した如くになったようである。

明治前期の藤田組と毛利家融資

第 1 表 小坂鉱山の生産動向（1）

	採鉱量 A (t)	産銀量 B (kg)	平均実収品 位 B/A (0/000)	産銀価 格 C (円)	平均単価 C/B (円/kg)
明治17年	3,122	1,707	5.47	83,314	48.81
18	15,964	5,481	3.43	225,730	41.18
19	18,865	6,869	3.64	277,654	40.42
20	26,294	7,310	2.78	293,480	40.15
21	27,379	7,554	2.76	302,560	40.05
22	27,439	7,377	2.69	294,762	39.96
23	28,235	6,775	2.40	272,505	40.22
24	29,615	6,372	2.15	256,523	40.26
25	30,888	6,662	2.16	270,640	40.62

出典)『稿本』p.37,『七十年之回顧』付表による。

年 11 月 30 日から翌 19 年 2 月 19 日まで、6 回に分割して計 20 万円が実行された。¹¹⁾ 藤田組はこれによって、小坂・十輪田両鉱山の整備を進める一方、市ノ川・大森・鶴崎・卯根倉等の鉱山に着手し、21 年 7 月に鉱山事務所・出張所などの機構を整備して本格的に鉱山業に進出した。¹²⁾ それにもなって、20 年 4 月には、それまでの主業であった陸軍御用達商内と土木事業を内外用達会社と日本土木に譲渡し、経営内容の大転換をとげていったのである。¹³⁾ 小坂払下げと毛利家融資を契機に藤田組は、事業基盤を鉱山業に移したのである。

しかし、藤田組のその後の展開は必ずしも順調ではなかった。確かに、小坂鉱山の収益は当初比較的安定し、22 年まで 8 万円前後の利益を計上していた。¹⁴⁾ しかも、20 年頃から具体化した児島湾干拓事業に対する毛利家の資金援助の交渉とも関係するのであろうが、¹⁵⁾ 21 年 1 月から、毛利家は対藤田組貸付利率を年 5.5% という、當時としては例外的とも思われる低利に引下げていた。¹⁶⁾ ところが、この借入金は契約通りには返済されなかったのである。¹⁷⁾ この間

11) 同和鉱業社史資料 20-(3)「毛利家——藤田組貸借関係調査表」による。具体的には、明治 18 年 11 月 30 日 1 万円、12 月 21 日 1.5 万円、同月 26 日 5,000 円、19 年 1 月 19 日 2 万円、2 月 16 日 5 万円、同月 19 日 10 万円である。

12) 『藤田組沿革』pp.6~7. なお予め注意しておけば、藤田組の機構改正、職務規定の整備は、すでに述べたように 18 年 1 月の增资に際して実行され、鉱業関係の組織は、その後 21 年 7 月まで大きな変化はなかった。つまり、毛利家融資が後にみる第三次のように藤田組の経営組織にまで立ち入った具体的な指示を条件としていたとは必ずしもいえない。その限りでは、融資条件はまだ緩かであった。

13) 前掲宇田川論文、p.34 参照。

14) 同和鉱業社史資料プリント「各年毎事業年報抜萃」（小坂鉱山）によると年々の収益は、明治 19 年；70,678 円、20 年；90,901 円、21 年；74,360 円、22 年；約 88,000 円、23 年；28,271 円、24 年；約 47,800 円、25 年；約 40,300 円、26 年；86,797 円であった。

15) 前掲『世外井上公伝』(第 4 卷, p.201)によると、藤田組が単独の事業として児島湾開墾の出願をしたのは、20 年 7 月のことであり、藤田は井上公の斡旋によって毛利家の資金援助を請い、21 年 9 月に出資決定をみたという。田中惣五郎は『稿本』(p.7)でこの金利引下げについて、同様の推測をしている。

16) 前掲「毛利家——藤田組貸借関係調査表」備考による。

17) この点について『稿本』は、第二次融資のはじまる

3. 第二次融資（明治 24 年）

明治 23 年初頭の株式恐慌を発端とする恐慌は、3 月を極点とする金融逼迫と金利騰貴のな

時点で「負債は 20 万円の中 17 万 5 千円が返済され、2 万 5 千円は未払として残っている」と記している。しかし、前注の「調査表」では 24 年 1 月 1 日現在の負債残高を 25 万円としており、後述の〈資料 4〉の規約書第一條にも「從前毛利家より藤田組へ貸与したる金 25 万円の上」に借入を希望することからみて、誤りではないかと思われる。田中が何故、如何なる根拠に基づいて『稿本』の如くに叙述したかは残念ながら確認できない。

18) 『稿本』p.37 による。利益については注 14) をみよ。

19) この時期の経営破綻の理由としては、小坂について打開策としての黒鉱湿式製錬法の失敗のほか、20 年 5 月に始めた生糸業の不安定等が考えられる。これについては、前掲宇田川論文 (p.34) を参照。なお、関連して『松陰本山彦一翁』には明治 21 年の藤田組鉱山会議のメモとして新製錬計画の苦心が「黒鉱ハ含銀含銅共ニ土鉱ヨリモ多シ雖モ、精練法困難ナルト、援掘上労費ヲ要スルヲ以テ経済上充分ノ見込立タズ」と記されており、当時の藤田伝三郎も鉱山経営に「消極的持久的態度で臨んでいた」と評されている (p.148)。

かで、「投機的株式投資家の破産」「泡沫会社の破綻・解散」をもたらした。²⁰⁾ 金融市场の引締りは金融機関の不確実貸出の回収、担保請求等を介して、藤田組の経営に相当強い打撃を与えたようであった。そのため、藤田組は再び毛利家に援助を求めたのである。

詳細は不明だが、一資料によると、「明治23年6月、横浜正金銀行株券950株（一株につき50円払込み）を年額面100円に付き1円の利率で以って融通したのにはじまり、日本銀行、日本郵船等、当時最も確実視されていたものの株券額合計額面4万4千円余が」毛利家から藤田組に「貸出された」という。²¹⁾ 銀行借入の担保品として毛利家所有の有価証券を借受け、それを提供することによって返済を繰り延べ資金逼迫を緩和しようとしたのである。

しかし、こうした方法では、恐慌後の経営危機に対処しえなかった。そのため藤田組は24年1月に、第一次融資の追加分として5万円を借入れて当座をしのぎながら、年末に迫っていた第一次融資の返済を猶予してもらうべく、その借替えと追加融資の交渉をはじめた。その結果、4月に＜資料4＞の如き規約書により、40万円の借入契約が成立したのである。

＜資料4＞ 公爵毛利元徳より藤田組鉱山事業に対する資金貸渡し付規約書

第一条 藤田組は改革を執行し別冊藤田組改革申合及家政改革申合条々を堅く遵守するに付、從前毛利家より藤田組へ貸付したる金25万円の上、尙将来小坂鉱山、大森鉱山に必要な資金15万円と合計45万円とし、左記之規定に依り毛利家より

20) 長岡新吉『明治恐慌史序説』（東京大学出版会、1971年）、第1章参照。

21) 同和鉱業社史資料「毛利家対藤田組貸借関係調査総論——毛利家の藤田組に対する融資——藤田組初期の経営について」。本資料は、事業史編纂委員会事務局の安達明が資料整理の結果をもとめたものであり、その内容は信頼度が高いと思われる。ただ、残念ながら、引用した23年の株式受けに関する資料は、この安達の記述以外には残されていない。しかし、後述の24年4月のこの借受けに関する規約（本稿p.9参照）は、度々「從前の……」と記しているので、同種の規約が結ばれ、その暫定措置を踏まえて24年4月の「規約書」が成立したとみて大過ないと思われる。

藤田組へ貸付²²⁾

第二条 第一条の将来藤田組へ貸すべき15万円の内、金3万5千円は明治24年4月に、金3万5千円は明治24年8月に、金4万円は明治25年4月に、金4万円は明治25年8月の4度に分ち貸すべき事

第三条（抵当物件……小坂・大森・保野・揚枝・川西・赤岩の各鉱山、田川炭坑、大阪網島・神戸・東京の地所家屋）²³⁾

第四条（利率……年利6.5%）

第五条（期限……明治26年まで据置、以後10カ年年賦返済）

第六条 藤田組は毎年両度1月、7月に其年季間の収支予算及前年季間の総勘定結算表且毎月始には金融現況明細書を製し毛利家財産主管人柏村信へ申報す可き事（但書略す）

第七条 別冊藤田組改革申合の旨趣に基き藤田組所有の鉱山及諸会社株券并下必要なき地所家屋は可成速に売却し其都度毛利家財産主管人柏村信へ報告すべき事

第八条 第七条の売却すべき財産を抵当とし藤田組に於て予て他より借財あるものは其売却代金を以て弁済し、然して猶3千円以上の剩余金ある時は其金員处分法の見込を立て毛利家財産主管人柏村信へ申報し御指揮を受くべきこと

第九条 藤田組は毎年度総勘定結算の上利益金及積立金の内を以て毛利家に対する年賦を返納し剩余の金額は毛利家財産主管人柏村信に於て保管すると、又は藤田組に於て他の借入金中高利の分に返済するとも總て毛利家財産主管人柏村信の示命に隨ふべき事

第十条～第十二条（略す）

借入条件は、諸鉱山および地所家屋などの不動産を抵当として、年利6.5%，2年据置の後、年4万円の割賦返済であった。金額の増加もあって返済期間が長期化したほかには条件面で大きな変更もなく、当時としては低利の資金であったが、その反面、毛利家の営業監督も続けられ

22) 「合計45万円」は、前後関係から40万円の誤りとみられるが、筆写資料のまま採録した。

23) () 内は筆者の要約、以下同様。なお、抵当物件のうち東京築地の地所家屋は、名儀を柏村信に変更することが条件づけられており、省略した第十条で貢主があれば柏村の判断で売却等の処分ができるようになっていた。他の抵当物件は委任状付で差入れられた。

ることになったし、不要資産の処分も義務づけられた。

規約の第七～九条の不要資産の処分による他借の返済等の規定は、当時の藤田組が依然として借入依存の強い経営状態にあり、金利負担に圧迫されていたことを物語っている。この点も第一次の融資と同じであった。

第二次融資の特徴は、藤田組の改革等が規約第一条に示される通り貸付の前提条件として明記されていたことであり、別冊の内容は前回の「誓約書」に比べて極めて詳細なものであった。そこで、この「藤田組改革に付申合条々」および「家政改革申合条々」から、藤田組が追加借入を必要とした事情を考えてみたい。

これらの改革申合は、その日付から藤田組が明治24年1月に借替交渉にあたって提出したものと思われるが、『藤田組沿革』が明治24年1月の記事として

明治24年1月ニ至リ本組債務上ノ関係ヨリ公爵毛利家ノ保護ヲ受クルコトナリ同家ノ命令ニ依リ改革ヲ行ヒ社員3名ハ業務ニ干与セザルコトナリ本組ノ要地ニ在ル職員6名同家指揮ノ下ニ業務ヲ支配ス。依テ取締課ヲ廃ス
同時ニ職務章程ヲ改メ売買課ヲ再置ス
同時ニ生糸業ヲ廃シ生糸課ヲ廃ス²⁴⁾

と記していることからみて、融資決定に先立つて部分的には実施された改革案を含んでいたとみられる。

まず、「藤田組改革に付申合条々」は、全文23条項からなり、冒頭に「藤田組事業を鉱山営業と定め」、所有鉱山を三分し、小坂・大森・保野・十輪田・田川を「現今専ら稼行するもの」、²⁵⁾ 揚枝川（紀州）、鹿野（防州）、川西（飛驒）、赤岩（岩代）を、「取調の上」「柏村殿の認可」を受けて「漸次着手するもの」、それ以外の所有鉱山は「適宜の方法を設け漸次他に譲渡の計画をなすこと」と規定している（以上

24) 『藤田組沿革』p.8.

25) なお、このうち十輪田鉱山は「可成他へ譲渡しの計画を成し、」田川炭坑については実測調査終了後「予備鉱山に編入すべし」との但書が付されていた。

1～2条）。そのうえで、藤田組の事業の範囲を重ねて「前記事業の外新たに何等の事業をも起さざる事」（3条）と限定し、念を入れるように「新規鉱山買入等は一切見合せること」、また「将来会社の株券を購求せず又新たに会社に加入せず且つ他人の事業に対しては藤田組の資本を貸与し、又は投下せざるべき事」と厳格に制限していた（4～5条）。

これに続いて6条以下では組織改革が規定され、頭取1名取締2名の下に、従来の「本店5課を廃し」、庶務・鉱山・売買・会計の4係に改めることとした（6～9条）。これによって本店人員は31名（俸給合計2,638円）を20名（同1,402円）に減らすことが目論まれた。²⁶⁾ なお注意すべきは、この「改革申合条々」では「頭取」を「業務担当人と定め」「常務を整理す」とこと規定し、「取締」をその補佐役としていることである。この点は前記の『藤田組沿革』の、伝三郎以下3名の社員が「業務ニ干与セザルコト」になったという記述と異なっている。「改革申合条々」に、田中太七郎、西田挺、本山彦一、池田恒太、桑原政、下河辺貫四郎の6人が社員3名とともに連署していることからみて、この機会に社員3名の経営に対する発言権を制限し、毛利家の監督のもとに経営の合理化・近代化をはかるうとしたことは事実と考えてよい。しかし、後の第三次融資の時ほど明確には3名の社員の経営責任を追求する構えはみられず、『藤田組沿革』が記録しているほどの経営のリーダーシップの交代があったとは思われない。²⁷⁾ むしろ、従来の経営陣のものとで本店組織を改革して人員を削減し、経費を切り詰めることにこの時の狙いがあったと思われる。本店以外でも、「現今専ら稼行する」5鉱山を除いては順次人員整理をすること（13条）、東京支店の廃止、生糸営業の廃止などの

26) 「藤田組本店職員分課並月給調——明治24年4月藤田組改革により職制改革さる」による。例えば頭取の月給は800円から500円に、取締は300円から100円に減額された。

27) これについては『稿本』p.18による。なお、取締について「社中協議の上他の会社事業に關係する事隨意たるべきこと」（11条）と規定されていたことにも注意を要する。

事業整理にともなう人員削減＝経費節減が企てられた（20～21条）。²⁸⁾

これと並んで重要な点は、藤田組当主三家の家計と経営の分離を明確化しようとした点であろう。つまり、「頭取自身の交際に係る事務は別に其主任者を定めて居宅に置き本店の事務と混同せしめざるべきこと」（16条）と定め、「頭取・取締は月給の外臨時費用を本店より借用する」場合には、「相当の利子を付し」、しかも頭取年1,400円、取締年1,800円の限度を設定したのである。

「藤田組改革に付申合条々」の以上の如き内容は、明治24年の第二次融資に際して、鉱山事業以外の活動、とくに生糸取引などの失敗、あるいは株式投機等に経営破綻の要因の1つがあつたことを窺わせる。その反面で、小坂を中心とした鉱山に事業範囲を限定したことは、品位の低下等によって動搖をみせはじめた小坂鉱山に対して、いまだ経営の支柱としての役割を期待していたことを示すといえよう。²⁹⁾

同時に家計と経営の分離が組織改革の課題の1つであったことは、それまでの藤田組がその点で重大な難点を抱えていたこと、それも主家の奔放な浪費によって借入が増大し経営を圧迫するに至ったことを示すものと考えられよう。

上の問題は、第二次融資が「家政改革」をも条件としていたことにも表現される。「家政改革申合条々」は極めて厳格な家政・家計の節儉を申し渡していたからである。その内容は、「藤田伝三郎、同鹿太郎、久原庄三郎三家の家政を改革し旧慣を洗滌し節儉を守るため三家夫婦共申合左の条々を定む」として、全13条にわたり、まず、三家の毎月の「生計及交際等総ての諸経費」の限度を定めていた（第1条）。さ

28) 但、この人員整理にあたって「改革申合」は、「社中の重立ちたるものにて藤田組と苦楽を俱にすべき者は非職社員として相当の外職に就かしむべし」（10条）と定め、また、解雇者に対して「其月給額と勤労年限に応じ相当の慰労金を付与すべきこと」（12条）を明示していた。

29) これに関しては、明治23年恐慌が銀価の一時的な騰貴による輸出不振・金融逼迫を1つの原因としていたことに留意する必要がある。それは銀山としての小坂にとっては、有利な条件に思われたであろうからである。

らに、「各家の妻女」にその出納の帳記を義務づけ（第2条）、「書画・骨董及貴重の器具類」の購入を禁じ（第3条）、逆に所蔵品のうち必要なもの及び「再び得難きもの」の外は売却を命じた（第4条）。また、家屋・庭園の新築改築を禁じ（第5条）、外出時以外は綿服を着用し、今後5年間は「流行に拘らず一切絹布類並に装飾品」を買入れないこと（第6条）、あるいは「看劇看花等の遊山」、貸金・寄付等をも禁止していた（第7～8条）。こうした節儉の方策は、さらに細かく、贈答品は「有合せの品を用い」、「日常の食料は高価の佳肴珍味を用いず専ら慈養品を用い品数を減じ」、「急用の時を除く外、可成乗車を廃し徒歩運動を勉むべし」（第9～11条）と謳い、また子弟の就学・就職の時期にまで及んでいる（第12～13条）。藤田組が毛利家からの融資獲得のために、これほどまで立ち入った「申合」を作成し、その実行を条件としなければならなかったことは、我々の眼からみればむしろ異常とも思えるほどである。³⁰⁾ 藤田組の経営の不安定さの要因に、三家の家計への流用高の累増があったとすれば、このような生活全般にわたる申合せもそれなりの意味をもったと考えてよいであろう。裏返せば、当時の藤田組の経営はそれだけ前近代的な、家計と未分化な状態にあったと言うわけである。

それでは、何故に毛利家は、このような不安危惧を抱かざるを得ない藤田組に対して追加融資に踏み切ったのであろうか。残念ながら、この点を明らかにしうる資料的な手掛りを持ち合せていないが、誤りをおそれずにあえて論点を示しておけば、斡旋仲介者の地位にあった井上馨と藤田組との関係の強さ、小坂鉱山の発展への期待、さらに児島湾干拓における藤田組の役割への期待等が、毛利家を動かす条件となつた

30) このほか、藤田伝三郎以下3名連署の「遺言書」が作成され、「拙者等生存中毛利家より恩澤を蒙りしこと厚く且多し、故に拙者等の死後相続人たる者は如何なる身分となるも此恩義を忘る可からざるは勿論之に報ゆることを勤む可きものとす」と述べて、相続人に借入に際して取り交した「規約書」の履行を義務づける旨が明記された。藤田組は借入に際し、毛利元徳宛にこの「遺言書」を提出したのである。

のではないかと思われる。そして、後二者についてみれば、長期的にはその期待に藤田組はともかく応えたのである。

ところで、24年4月に成立した第二次融資の新規貸付分15万円のうち、第1回目の3.5万円は「第十五銀行より年利0.08にて毛利家が借受け、更にそれを藤田組が借入」れる形で4月14日に実行され、³¹⁾ 第2回目3.5万円も8月14日に貸付けられた。しかし、24年中の予定額7万円をもってしても、恐慌下の資金逼迫を救うことができなかつた。そのため、藤田組は、24年末に25年分8万円のうち4.3万円を繰上げ借入れを願出るとともに、この両年3度にわたり、別口の借入れを受けざるを得なかつたのである。その条件として藤田組は、25年中に生ずる資金不足見込額7万4,650円については、東京支店用不動産2万円、大阪鉄道株（2,000株）1.8万円、伝三郎所蔵の屏風書画1万円相当の売却のほか、動産・不動産の売却益をあてることとし、頭取以下の俸給の一部返上などを申し出ている。³²⁾ これに対して毛利家は、柏村信の書簡で希望通り融資する代償として、資産処分を毛利家及び井上の指示に従つて実行すること、さらに「今後藤田組維持法不相立閉鎖スル場合ニ至リ候時ハ小坂大森両鉱山事業ハ是迄從事スル諸員解散セシメ更ニ相当ノ技師及ビ事務者ヲ雇聘シ毛利家ニテ營業シ其他抵當品引揚勿論ノコト……」と、藤田組の主業となっていた小坂大森両鉱山を成行如何によつては放棄することを認めさせた。もっとも、このような毛利家の方針が、どこまで本気で小坂の直接経営を考慮していたかは疑わしい。

というのは、毛利家は、これより先24年10月に十輪田鉱山再建費として1万円（年利8%）を別口で貸付けたことを除外しても、³³⁾ 25年6月

31) 前掲「毛利家——藤田組貸借関係調査表」、『稿本』p. 19.

32) 「別口借入関係調査」及び「決議新書」（明治24年12月付）による。

33) 十輪田鉱山再建資金の貸付は、24年5月に同鉱山の火災によって家屋倉庫品等を焼失したため、当時比較的鉱況良好であったことも理由となって再建築を講じることとなり、東京築地の地所と保鉱山の売却による返済を条件に借入れられた。

に3万円、12月に2万4,700円を藤田組に貸付けているからである。厳密には6月分3万円は柏村信が幹事役であった防長教育会より年利5.5%で貸付けられたものであるが、これも実質的には毛利家からのものとみてよい。こうして、毛利家は25年末までに、第一次融資の固定分20万円、同追加5万円、第二次融資15万円、別口5万4,700円の合計45万円余を藤田組に貸付け、その経営破綻を救つたのである。

しかも、毛利家の金融的援助は、以上の直接的な資金融通に止まらなかつた。すでに23年6月から有価証券借受による毛利家の援助が、はじめられていたことはすでに述べたが、この方式が、継続され、〈資料4〉に示した「規約書」と同時に別途「公爵毛利元徳所有の公債証書及株券を藤田組へ借受け藤田組所有の株券を公爵毛利元徳へ預け入れの件に対する規約書」が結ばれた。その内容は、毛利家より藤田組が①中仙道公債3万円（額面）、②日本銀行株40株（払込額計4,000円）、③正金銀行株950株（同4万7,500円）、④日本郵船株500株（同2.5万円）、⑤日本鉄道株200株（同1万円）、⑥海上保険株50株（同5,000円）の合計12万円余相当の有価証券を借受け、その代りに①田川採炭株250株（同6,250円）、②日本製薬株1,650株（同4万7,250円）を毛利家に預け入れ、借受証券を運用することができるとしている。そして額面額の0.3%の使用料を支払うこと、24～26年に中仙道公債を各1万円宛返納すること、27年より5年間にその他の株券を返納することが定められていた。³⁴⁾

この「規約書」によって借受けた公債証書を藤田組がどのように運用したかを具体的に明らかにする資料は23年中の場合と同じく、ない。しかし、株式担保金融を主軸とする金融方式が当時普及しつつあったことや、借受け証券が公債以下、当時の優良銘柄で担保品としての適格性をもっていたことを考えれば、藤田組が借入

34) 明治23年中のものと対比すれば借受け公債証券額面が約3万円余増加したこと、使用料が1%から0.3%に低下したことなどが指摘できる。

金（「他借」）の抵当品としてこれを差入れ、返済期限の延長等の方策を講じたことは、前年同様誤りではないであろう。藤田組の預入れ証券1,900株は株数では借受けのそれに匹敵するとはいえ、担保としての適格性に欠けるばかりか、その払込額は5万円に不足するほどであった。従って、上の推定が正しいとすれば、藤田組は、第二次融資で追加された15万円の融資に匹敵する「他借」の返済を毛利家の「保証」＝担保提供によって繰り延べたとみられる。それだけ、藤田組の資金逼迫は激しかったのであり、毛利家の与えた援助の意味も決定的なものであった。

かくして、藤田組は、明治23年恐慌後の経営的な危機を乗り切った。その後数年間、銀価が比較的安定したこともある、経営安定をとりもどしたようである。しかし、第一次融資と同様に、この時の借入も、契約通りには返済されなかった。わずかに、公債証書の預け入額が、26年8月までに総額7万6,400円に減少したことが知られ、「他借」の返済がある程度進展したことが認められるが、³⁵⁾ 毛利家貸借関係の資料のなかには、藤田組が毛利家融資を一部でも返済しつつあったことを示す資料は残されていない。³⁶⁾ 出資額を超える多額の借入金に依存する経営状態のまま、藤田組は日清戦後恐慌によって再々度、経営危機に直面するのである。

4. 第三次融資（明治30年）

（1）明治29年末の整理案

日清戦後恐慌は、藤田組の経営を三度危機に陥らせた。その理由の1つが株式投機の失敗にあったことも明治24年の時と同じであった。第二次融資以後、経営改善に努め、その成果が

35) 明治26年8月付の「公爵毛利家御所有公債証書及株券ヲ藤田組へ借受ケニ対スル契約書」によると、借受証券は①無記名整理公債1万円、横浜正金銀行株券250株、日本鉄道株200株、東京海上50株、日本郵船500株、大阪商船956株で、24年4月を対比すると公債2万円の減、正金株700株の減、大阪商船956株の増となっており、差引4万5,100円相当が減額していた。

36) なお、十輪田鉱山再建資金1万円については、安達明が「返済されたことは確実」とのメモを残しているが根拠は確認できない。

ようやく表われはじめた矢先、藤田組は再度株式ブームに便乗することを企て、戦後恐慌で大きな痛手を蒙ったのである。

明治29年12月に作成された「藤田組整理旨趣要項」によると、この年10月下旬に藤田伝三郎は「近来諸株券下落に際し困難の事情を開陳し毛利家の救護を仰がん事を歎願」したといふ。³⁷⁾ この交渉の具体的な経緯を詳らかにしうる資料を欠いているが、毛利家は藤田組の願出に応じ、29年10月から12月にかけて、5回に分けて合計19万円を日歩3銭で貸付けた。³⁸⁾ 契約書等の資料を欠いているため確言できないが、その後の借入交渉において、両者がこの貸付に関する条件等にふれていないこと、翌30年3~4月に計18万5,000円が毛利家に返済されていること、などからみて、短期の臨時的融資であったように思われる。明治29年後半の金融逼迫に際して藤田組は、こうして毛利家からの臨時融資で経営破綻を弥縫し、再建の方向を模索していくことになった。

しかし、上のような方策では藤田組の経営を再建するに十分ではなかった。あるいは、10月に伝三郎が上京して臨時融資を仰いだ時から予定されていたことであったかもしれないが、29年12月中旬、臨時融資の第5回目2万円が貸付けられた直後に、久原庄三郎が山県有朋の書状を携えて上京し、井上邸に、杉・野村の両子爵、毛利家財産部副主管の田島信夫らとともに会合し、藤田組貸付の処分方策が協議されることとなった。その席上で久原は、次のように藤田組の現状を述べている。

<資料5> 藤田組整理旨趣要項（1）

……此度久原庄三郎は藤田組頭取伝三郎の意志を代表して困難の事情を再演し且つ曰く、從来毛利公爵より厚き恩顧を蒙り既往明治23年に於て必死困難に際し救済の保護を歎願し其許可を得ると同時に毛利家よりの御監督方法等制定せられ歳を追って漸く整理の実を得、殆んど吾々財産も鞏固に趨くの好結果

37) 「藤田組整理旨趣要項」（「毛利家對藤田組貸借関係書類要項」）pp.71~72。

38) 「毛利家—藤田組貸借関係調査表」による。

第2表 小坂鉱山営業収支

(単位：円)

	収 入			営業費	差引益金	営業費
	銀生産額	その他の	計			
明治27年1~3月	76,236	6,446	82,682	68,974	13,708	3,637
	4~6	78,357	9,857	88,214	74,197	14,017
	7~9	64,244	17,508	81,752	76,280	5,472
	10~12	83,150	11,434	94,584	80,362	14,222
	計	301,987	45,245	347,232	299,813	47,419
28年1~3月	71,413	17,757	89,170	88,390	780	5,311
	4~6	75,358	13,121	88,479	81,765	6,714
	7~9	71,898	11,603	83,501	88,861	△5,360
	10~12	71,084	14,035	85,119	85,450	△331
	計	289,753	56,516	346,269	344,466	1,710
29年1~3月	49,795	21,650	71,445	91,652	△20,207	30,574
	4~6	52,746	9,192	61,938	77,474	△15,536
	7~9	55,391	10,665	66,056	87,286	△21,230
	10~12	58,337	15,547	73,884	76,817	△2,933
	計	216,269	57,054	273,323	333,229	△59,906
30年1~3月	55,346	12,647	67,993	73,371	△5,378	9,462
	4~6	55,775	13,515	69,290	70,159	△869

出典）「小坂鉱山事業景況報告」（小坂鉱山所蔵）各月より作成。

注）1. *は11月分不明のためこれを含まない。

2. 黒鉱試験の収支を除く。

を得んとするに際し、日清事変後世上一般事業の勃興熱度を高めたるより、諸株式の暴騰に際し放心風潮に眩惑旧新の諸株券に出資し、井上伯より時々の御注意を服膺することを怠り諸株券売却整理を誤り其時期を失い再び困難の事情を歎願訴するの止むを得ざるに至りたるは實に吾々心衷に於て慚愧するのみならず毛利家に対し俗も從來の恩顧を忘却したる形跡を顯はしたるが如き所業に至りたるの厳責を蒙るも吾々弁解の道一言も之れ無く依って藤田組及び吾々家産死活共に判決御処置相顧ふの外他意之れ無し。此際閉店を命ぜられ從來の恩借に対し返金の御処分を受くるも吾々に於て遺憾は勿論過酷の御処置等の念慮は毫髪も之れ無き決心に有之候。就ては藤田組貸借諸財産明細書並に吾々三家の居宅地所諸道具等に至る迄總て有価品のみ時価見積り全体の貸借差引概略算當書差出し一覽に供し候。万一にも今一度救済の活路御講究下さるる価値あると御認定相立ち候へば吾々万死中に一生を得其の御厚恩は子孫に至る迄忘却不仕且つ御命令の御旨趣は確守可仕……。

以上の久原庄三郎の説明から明らかな通り、融資条件を逸脱した株式投機の失敗が経営破綻の第1の理由であり、藤田組は私財全てを提供

して借入金の返済を実行する旨申し出たのである。注意すべき点は、この時には小坂鉱山の経営状況についてはとくに言及されていないことである。そのため、29年末に作成された当初の「整理案」は、後に述べるように小坂鉱山の売却を条件として含んでいなかった。

しかし、それでは從来指摘されている小坂鉱山の危機というのは事実に相違するのであろうか。答えは「否」である。恐慌下で小坂鉱山の行き詰りが明確になっていったところに、この時の藤田組の経営危機のこれまで以上の深刻さが、表現されているのである。

「小坂鉱山事業景況報告」によると小坂鉱山の益金は、24年約4万7,800円、25年約4万300円、26年約8万6,800円、27年4万7,409円であったが、28年には1,710円にすぎなくなり、29年には約6万円の欠損を記録し、収益の悪化は明白であった。その理由を第2表から検討すると、明治28年からの銀生産額の停滞・減少に規定された収入の停滞・減少と、27年第4・四半期以降の営業費の急騰とが交錯し、

第3表 小坂鉱山の生産動向(2)

	採鉱量 (t)	産銀量 (kg)	平均実取品位 B/A (0/000)	産銀価額 C (円)	平均単価 C/B (円/kg)	平均コスト (円/kg)
明治 26 年	35,712	7,880	2.21	325,468	41.30	30.78
27	40,550	7,543	1.86	302,573	40.11	35.39
28	52,222	7,173	1.37	292,437	40.77	40.55
29	54,218	6,178	1.14	252,518	40.87	47.45
30	55,258	5,946	1.08	222,410	37.40	47.07

出典)『七十年之回顧』付表及び『稿本』p.37.

注) 明治 30 年のコストは上期推定.

平均コストは第2表の営業費を収入中の銀価比で按分のうえ算出.

収益が急速に悪化していた、しかも、そうした収益の悪化に対処するためもあって28年から興業費(新規設備投資)の支出が別途拡大しており、³⁹⁾ 29 年には損失の累増と合わせて資金需要を増大させていたことが推定しうる。

銀生産額の停滞減少は、第3表の如く、明治 29 年の産銀量の大幅の減少に、30 年にはいっての銀価下落が追い討ちをかけた恰好で生じていた。前者は、鉱源の涸渇=平均品位の低下によるものであり、周知の如く、「明治 29 年 3 月の調査によると、土鉱の残量 2,106 万 8 千貫(約 7 万 9 千噸)、毎月百万貫(3,750 噸)ずつ採掘するとして、21 カ月後——31 年末には掘り尽される計算になっていた」⁴⁰⁾ と言われるほど、銀鉱山としての寿命が尽きつつあった。しかも、品位の低下は製煉等のコストを上昇させることによって収益を圧迫する条件であった。日清戦中戦後の好況のなかで物価、賃銀の上昇が営業費を増加させ、平均コストを引上げる条件となっていたこともある、小坂鉱山の収支は 29 年にはいって全く逆転したのである。

このように、すでに明治 29 年には小坂鉱山の経営、とくにその将来性について不安な材料が出揃いつつあった。しかし、藤田組の首脳陣は小坂鉱山の前途について必ずしも悲観的ではなかったようである。先の久原庄三郎の説明が経営危機を専ら株式投機の失敗に帰していたのもその表現であった。その根拠は、当時小坂で試みられていた湿式の黒鉱製煉法への期待であ

39) 起業投資の内容は、発電所建設、用水路工事、亜鉛電鍍設備の拡張などであった。

40) 『七十年之回顧』p.36.

った。「小坂鉱山事業景況報告」によると、黒鉱製煉の試験成績は明治 29 年 4~8 月中にわざながら益金を計上しうる程度の成績をあげていた。例えば、4 月の成績は 789 円の益、5 月 985 円の益で、主業の土鉱銀製煉が毎月数千円の損失を計上していたことに比べれば、そうした期待を抱いたとしても不思議はない。藤田組はその試験成績に最後の望みをかけて、毛利家に当面の資金難の解決のための援助を求めたのであった。もっとも、藤田組の小坂への期待がどれだけ現実性をもっていたかは甚だ疑わしい。黒鉱製煉の試験成績をとっても、年末にかけて支出増加による損失計上が目立ちはじめていたからである。⁴¹⁾ 従って、前述の久原の説明の内容には、小坂鉱山の行き詰りを意図的に隠していたのではないかという疑いもありうる。明治 29 年末とは、藤田組にとって、このような形で経営の危機が顕在化した時であった。

ところで、久原の説明を受けた井上馨らは提出された帳簿等を点検のうえ協議した結果、次のような結論に達した。

<資料 6> 藤田組整理旨趣要項(2)

……現今藤田組財産并に三家の一個人に属する家屋諸道具等売却するものと仮定現金に見積るときは毛利家の貸金其他諸借財高と比較差引残を試るに尚大凡 23 万円の余金を生ずべきやに相当したり。故に若し此の際藤田組へ閉店を命じ財産差押への手続をなし、毛利家よりの貸付金を取立つるに至れば他借の分も同時に取立てを執行するは当然にて裁判の結

41) 例えは、29 年 10 月の黒鉱試験収支は 2,399 円の損、12 月は 4,722 円の損であった(11 月については資料を欠く)。

果に依らざるを得ず、さすれば容易ならざる事情を生ぜん事を恐れ、好まざる事柄には候へども藤田組を今一度救済の方法を相試みんと欲す。

毛利家としては債権の保全のためにも追加融資によって藤田組を救済せざるを得なかったのである。⁴²⁾もちろん、そればかりではなかった。明治 21 年以来、両者の共同事業として懸案になっていた児島湾干拓問題が絡んでいたとみて間違いない。毛利家の資金援助を前提に藤田組が単独で当ることになっていた児島湾干拓は、明治 22 年 5 月に県庁の起業許可を得たものの、地元民の反対による行政訴訟や、25~26 年の再度にわたる洪水によって着工が遅れていた。⁴³⁾毛利家は、この干拓によって造成された耕地の三分の一を資金援助の見返りとして要求し、これを小作地として経営することに期待をかけていた。⁴⁴⁾そのためには、干拓工事の主体として藤田組を援助し、工事着工を促さねばならなかつたのである。こうして、債権の保全と児島湾干拓事業への期待から、毛利家は、藤田組への資金援助を継続することになった。

しかし、度重なる藤田組の経営破綻の原因が、株式投機に象徴される藤田伝三郎以下の放漫な経営方針にあったことは、毛利家が融資を継続するうえで、前回以上に厳しい条件を付与されることになったことは言うまでもない。明治 29 年末の協議によって久原庄三郎に申し渡された条件は「藤田組整理旨趣要項」から抄録すれば次のようなものであった。

<資料 7> 藤田組整理旨趣要項(3)

一、藤田組頭取・取締役並に支配人等は今後諸株券の時価高下より自ら觀察を下し売買する事を厳禁す。……

但、従来所有の諸株券は整理の必要に付予め田島副主管と協議し置き之を売却し財産部の指揮を受け負債消却の手段を取るべし。……

一、鉱業は先づ小阪大森及台湾金坑の着手とし其他の鉱山を買入るるを許さず。小阪は黒鉱製煉の成

42) この点については『七十年之回顧』p.37 参照。

43) 児島湾干拓については『七十年之回顧』pp.38~42 及び『世界井上公信』第 4 卷 pp.199~244 参照。

44) 『世界井上公信』第 4 卷 p.202.

明治前期の藤田組と毛利家融資

績を試むる為已に買入れた機械の外諸機械等を購求するを得ず、……

一、時機到来し児島湾開墾事業に着手する場合に到らば毛利家の指揮監督を受け着手するを要す。且つ成墾するに従ひ凡 1500 町歩迄は毛利家所有に譲与す可きに付き左の条件を以て約定し置く可し。……(条件略す)……⁴⁵⁾

一、当度差出したる貸借勘定書に依り割引借金返却と諸株売却と差引出入なしと見做し、将来営業上より生ずべき 1 カ年間に取得すべき概略左の如し。

一、金 68,920 円 是は大森鉱山の収入

一、金 59,666 円 是は小坂鉱山の収入

計金 128,586 円

内、金 25,200 円 是は毛利家借金 42 万円

に対する平均年 6 分利子

金 10,000 円 是は毛利家一時借金 31

万円の内九州炭山、神戸

別荘、金沢の地所売却見

積金 21 万円引去り残金

10 万円に対する年 1 割

利子

金 3,000 円 (予備費)

計金 48,600 円 (その他を含む?)

差引残金 79,986 円 (内 3 万円は本店経費)

一、毛利家より不時に検査人を派出し何時にも財産簿并に諸勘定帳簿を点検せしむる事ある可し。……

一、昨今、台灣事業⁴⁶⁾着手試中又小阪黒鉱試験中なれば來 3 ケ年度内には何れも其成否如何分明なるべし……右試験の結果如何により週ニ閉店を財産部より命ずる事あるも甘諾して遺憾之れ無き事…

一、本山彦一は藤田組支配人たりと雖、藤田組の諸営業并に貸借上其他三家家計節儉上に就て特別に

45) 条件の具体的な内容は、「関係者への助成金・測量或は運動の為めに消費したる諸費用並に将来の築堤其他必要な諸費用の総額」を干拓地に平均に割当て「其実費を以て毛利家へ譲与すべき部分の土地の町歩へ割り付け地価を定める」という点に最大の眼目があった。ただ、この地価の算定については毛利家が「他の比較より存外安値に成墾したると思考するときは」加増することもあると付け加えられており、後、この規定が生かされることになった。

46) 台湾樟腦事業は住友との共同事業計画によるものであつたため、とりあえず、整理枠からはずされたが、結局、31 年 9 月に契約を解除し廃止された(『藤田組沿革』p.10 及び『松陰本山彦一翁』p.152)。

毛利家より監督者の任務を申付べし。……

以上のほか、藤田組は毎月事業資金の運用状況を毛利家に報告すること、大森鉱山は旧坑採鉱のみとし2年後には休業すること、上川・鶴崎・保等の鉱山、九州に所有する5つの炭坑の売却、神戸別荘ほか不要不動産の売却、新規事業参加の禁止、個人資産とくに居住用外の土地家屋及び道具類の売却、無烟火薬製造所と稻扱製造所の売却、職員の削減、などの項目が詳細に規定されていた。

以上のように、この時の条件は小坂鉱山を中心とする鉱業を藤田組の主業と定め、その他の事業の縮小と不要資産の処分によって負債を整理するという意味では、第二次融資条件と大筋で一致していた。児島湾干拓についての毛利家取分を明確化し、さらに、小坂鉱山黒鉱試験に3年の猶予期間を与える、監督強化のために本山彦一に毛利家監督者としての権限を与えたことなどが、ここでの特徴であった。

もう1つ注目すべき点は、収支予想のなかで、当面予定されていた株式売却による負債整理後におよ、毛利家借入金が「一時借金」31万円を含めて合計73万円残ると見積られ、九州炭山等の売却益によって償却しても約52万円に達する見込みであったことである。⁴⁷⁾ これには、第二次融資までの累積額に、29年中の追加19万円や株式等の借受額も含まれるものとみられるが、先の「藤田組整理旨趣要項(2)」から知られるように、藤田一族の総資産は100万円弱の評価にすぎず、⁴⁸⁾ しかも、その中心となる小坂の資産価値が低下しているとすれば、毛利家融資のもつ決定的な重みが理解しえよう。

ところで、この整理案は、繰り返し強調して

47) 合計73万円の根拠が不明確であるが、第二次融資までの46万円に29年末の19万円と、有証券受け約8万円(26年現在)を合算したものではなかったかと思われる。あるいは、最後の8万円については、別途臨時借があったことも予想しうるが、管見の資料にはその事実を示す記述はみられない。

48) 総資産約100万円の推定は、毛利家借入金73万円に対し、29年末の「藤田組整理旨趣要項」が、毛利家貸付を悉く償却しておらず、23万円の余金を生ずると記していることに基づいている。

おけば、小坂鉱山の黒鉱製煉実施による再建を前提としており、その試験成績如何によっては、藤田組閉店という事態を招くことも覚悟せざるを得ない内容であった。そして、そうした最悪の事態は予想外に早く訪れたのである。

すでに述べたように、藤田組は明治30年の3、4月に、おそらく資産の一部を処分した収入によって⁴⁹⁾ 合計18万5,000円の借入金を返済し、29年末の整理案に沿った再建の道を歩みはじめた。しかし、厳格に追加投資が制限されたこともあってか、明治30年にはいると黒鉱試験の成績は一段と悪化した。具体的には、1月9,577円、2月6,047円、3月1万1,053円、4月8,094円、5月9,206円、6月1万395円の損失を計上し、小坂鉱山の総合収支を圧迫していった。⁵⁰⁾ それは、技術的な困難の未解決という事情に加えて、30年にはいって銀価の急激な下落が生じたことに原因があったとみてよい。とくに、30年3月末に貨幣法が公布され、10月から日本が金本位制を採用することが決定すると、銀価は第1図の如く、4~8月にかけて一挙に15%余り下落した。こうして黒鉱湿式製煉法開発の失敗が明確化し、銀価下落のなかで小坂鉱山の経営に全く見通しを失ってしまった藤田組は、5月以降毛利家と再建方向について改めて協議することになった。

(2) 小坂閉山方針

明治30年5月初旬、上京した藤田平太郎と本山彦一に対して毛利家財産部は、〈資料8〉に示すような資産処分の実行を指示した。前月末において、一部資産の売却による負債償却をすすめていた藤田組は、さらに一層の負債整理を命じられたのである。

49) 具体的な内容は不明であるが、30年3月に十輪田鉱山が売却されていること(『久原房之助』p.65)、その後の整理案に九州の炭坑及び神戸別荘の売却が登場しないことからみて、それらの処分が行なわれたものと考えている。なお、29年に開業した北浜銀行がこれに関与し、返済資金を貸付けた可能性がないとはいえないが、同行の30年6月末の貸付残高はわずか13万円余にすぎず、この時点ではまだ、北浜銀行が演じた役割を過大に推定することはできない。

50) 「小坂鉱山事業景況報告」各月による。

%)を占めた大森銀山の売却を明確化したこと、毛利家が銀価下落のなかで藤田組の鉱山事業を本格的に整理縮小する方向に転換はじめたことを意味したと考えてよい。

その後約1カ月半余は株式の売却等を進めながら、資金調達を進めたようであった。しかし、年初に一時緩和をみせていた金融市場は4月以来、月を追って逼迫の様相を呈し、⁵¹⁾ 藤田組は、6月下旬には上期末決算資金として約5万円の不足を来たし、なお、「他借」の整理のために多額の資金が必要とみられるようになった。先の整理案に従って資産を処分し負債整理を進めてもなお、藤田組を救済するためには毛利家からの融資が累増することが明白になっていったのである。こうして、6月末、毛利家は藤田組に対して小坂鉱山閉山という方針を指示し、藤田組の鉱山事業からの撤退、児島湾干拓への事業の集中という経営方針の転換を求めていくことになる。6月25日に、井上邸で藤田平太郎、久原房之助、本山彦一に伝えられた「藤田組整理条件」は、次のようなものであった。⁵²⁾

〈資料8〉 藤田組資産処分案

今般平太郎、本山兩人上京に付協議し趣別紙之通候間御了承相成度候也

明治30年5月5日 公爵毛利家財産部
藤田伝三郎 記

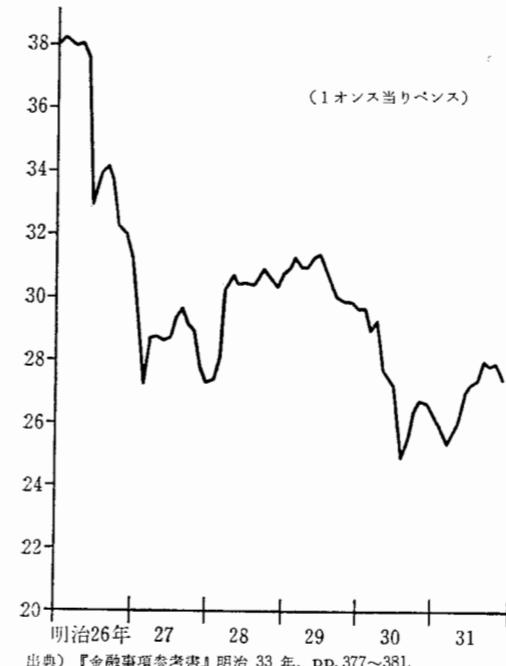
- 一、大阪株式取引所株は1株360円以上にて時期見計當年中に売却の事 但其他之株式中売却すべきものは本山へ申置候事
- 一、東京にて売約相付く株は毛利家財産部にて直に売却之事
- 一、大森鉱山は売却すべき方針を取る事
- 一、諸株式売却益金は臨時毛利家借入金及新旧抵当借之返納に充つべき事
- 一、諸株式及地所家屋諸鉱山等売却益金処分は總て毛利家経同之上に非ざれば決行すべからざる事
- 一、右之外轟に及御送付置候整理旨趣要項参照有之度候事

以上

諸株式の整理売却という点では、これまでの方針が踏襲されていたと言ってよい。しかし、2年間は旧坑の採鉱によって事業を継続することが予定され、収支予想でも収益の過半(54

51) 前掲『明治恐慌史序説』pp.90~91 参照。

52) この交渉の経過については、『松陰本山彦一翁遺稿』(pp.316~317)の「日記」を宇田川前掲論文が紹介しているので参照されたい。なお、『松陰本山彦一翁』(p.150)に示されるメモもこの時のものと思われるが、注意しておきたいのは『七十年之回顧』(p.38)が示す60万円の追加融資に関する三条件は、この時以降10月までに数次にわたって示された整理条件を要約的に示したもので、小坂大森の売却と整理委員の設置決定との間に数ヵ月の期間があったし、小坂売却を指示した際に予定された融資額は、〈資料9〉の如く、まだ30万円(当座の資金5万円を含む)にすぎなかつたことである。



文は略す)。右の条項を甘諾し、速に其計いを為すときは財産部より左の件を実行すべし。

- 一、財産部より会計監督者1名を派出すること
- 一、当期差額の金5万円貸与のこと
- 一、信用借其他要急の負債償却の為め金25万円を限り貸与すべし。尤も其支払は財産部の認可を得て実行すべきこと

但、從来貸金利子は年6歩とし、尤も一時貸其他必要な際財産部において有合金無きときは他より借入金相当の利子を支払せしむべし。

右は、明治30年6月25日、東京井上伯郎にて毛利男爵、田島信夫氏立会の上藤田平太郎、久原房之助、本山彦一相渡さる。

以上の方針は、7月に小坂・大森両鉱山の事業縮小・機構改革としてまず着手され、9月稻扱製造事業の廃止、10月火薬試作の廃止、保鉱山の休山という形で実現されていった。⁵³⁾その間、毛利家は、6月末に5万円の貸付を実行したほか、7月1万4,194円、8月・9月各2万円と貸出を続け藤田組への援助を履行したのである。⁵⁴⁾

さらに毛利家は、整理の徹底を期するため財産部副主管田島信夫を派遣して実情の調査を行なったが、⁵⁵⁾その結果、9月時点で「逐次払込を為すべき諸株券、速に返済すべき信用借当座借越抵当不足等にして本年中要求の出資凡そ60万円にして将来統出の払込金40余万円を要すべし。然る時は毛利家に於て100万円の引当を為すに非ざれば保護をなし整理に着手し能はざる算當な」ことが判明した。⁵⁶⁾この時既に累積債務は60万円を超えていたと考えられる

53) 『久原房之助』pp.65~66。なお、宇田川氏が、こうした事業の縮小を事業不振の表現としており、その結果、30年中に「60万円の損失が見込まれるにいた」とたと叙述されているのは、資料的にみて不正確である(宇田川前掲論文 p.35)。

54) 「毛利家——藤田組貸借関係調査表」による。

55) 毛利家は田島の調査後、毛利五郎主管も10月に大阪におもむいて実情の調査を行なっている。

56) 「藤田組整理に関する毛利五郎書簡」(『毛利家対藤田組貸借関係書類要項』) pp.71~77。この点については、『七十年之三顧』(p.37)が、「30年中の損失額は約60万円」と記しているが、必ずしも正確な表現ではない。

が、⁵⁷⁾それに匹敵する資金を年末までに必要とし、さらに40万円余りが将来入用となることが明らかになつたのである。

これだけの資金を調達することはさすがの毛利家においても「至難事」であったから、⁵⁸⁾財産部は藤田組三兄弟の私財の処分、家計の節儉を強化するように求め、財産部主管毛利五郎が、9月に「久原庄三郎、藤田小太郎両家の諸道具は直に東京に送付し其売却方は財産部に一任すべき事」「久原庄三郎所有中之島地所家屋は当年中に売却すべき事」「藤田伝三郎諸道具は精細取扱次第帳簿を速に送付し又地所家屋は明年中に至り金融の都合に依りては売却を命ずる事あるべし」などの条項を指示し、さらに経営整理にあたる「整理委員」を新たに定め、「三家戸主は整理委員に一任していさか啄を入れざる事」を誓約させることになった。⁵⁹⁾

藤田鹿太郎は前年(29年)に死去し幼少の小太郎が後を継いでいたから、この「三家戸主」からの経営実権剥奪は、藤田伝三郎・久原庄三郎という藤田組創業以来の社員に対し破綻の責任をとらせ、毛利家主導の整理実行の組織的な準備をしたものとみてよい。それは、毛利家が監督者の地位にあたて支配人本山彦一の藤田組における地位強化の方策でもあった。

これに対して藤田組は、藤田平太郎を委員長とし、本山彦一、池田恒太、久原房之助、斎藤幾

57) その根拠は、第二次融資46万円、29年中追加19万円、30年中追加13万円(9月まで)に、30年中返済18.5万円を差引いた約60万円である。

58) 「藤田組整理に関する毛利五郎書簡」p.71。

59) 同pp.73~77。なお、この条件には、これまで同様に諸株の売却整理もうたわれていたが、その他、注目すべき点として「児島湾は開墾の許可を得ると雖、財政の都合によりては其権利を他に売却するも亦事業を着手するも其処理は財産部に一任する事」と記されていることがある。この点は29年末のく資料7に示した整理案から、児島湾についても毛利家の態度が消極化したかの如くであり、これまで知られていた「児島湾干拓事業は毛利家監督のもとに施行する」との融資条件(『七十年之回顧』p.38)ともニュアンスを異にしている。経営破綻の深刻化に直面して毛利家の方針も動搖をまぬがれなかつと思われるが、毛利家としては、藤田組が許可をえていた児島湾干拓工事の「権利」を無形の資産とみなし、その権利の有償譲渡によって負債をできるだけ償却し、融資関係を打切ることも考慮していたのではないかと推察される。なお、今後の検討が必要であろう。

太の5名からなる整理委員会を発足させた。⁶⁰⁾

藤田平太郎は伝三郎の長男として、この年4月に副支配人に就任し、すでに5~6月の対毛利家交渉に本山、久原房之助らとともにあたっていた。従って、実質的には、藤田組第2世代への経営のリーダーシップの交代がすんでいたとみてよいであろうが、明治30年10月の整理委員設定によって、これが正式に実現されたのである。それと同時に藤田組は、〈資料10〉の「藤田組規約書」を定め、整理実行にあたることとなった。なお、毛利家は明治31年末までに藤田組の整理を終えることを指示していた。⁶¹⁾

<資料10> 藤田組規約書

藤田組に於て從前より公爵毛利家の御恩澤を蒙る事甚だ厚く且大なり。然るに今般措置を誤り非常の困難に遭遇し最終の御保護を懇願し、さきに田島副主管の調査を請ひ爾後主管閣下の御書翰を辱し、当度は御來阪の上精細御申聞の趣逐一謹承確守仕候。而、速に財政を整理し御鴻恩に酬ひ以て本組の隆盛ならん事を期すべし。回顧すれば本組成立以來盛衰常調を失する事数次なるは思慮周到ならず軽卒事に当るの形跡なからざるに基因せり。以て今般整理委員5名を設け、一切の必務を一任すべし。委員は同心協力し其責務に対しては一歩も狂る事なく正直に諸井すべきため茲に規約を結び公爵毛利家財産部の御認可を得誓て之を実行せんとす。

第一項 藤田組に於ては諸会社の株券を新たに売買する事は一切嚴禁とし從前所有の株券は其株数金額等悉皆財産部へ届出べき事

第二項 所有株券を売却せんとするときは予め財産部の御許可を得て之を売却し其売却代金は抵当借金の返済に充て残余あるときは毛利家拝借金中へ返納し、若くは財産部の許可を得て他の負債償却に充つべき事

第三項 藤田組に於ては新たに各種事業を經營せざるものとし若し有益の事業にして之を創始せんとするときは本組に於て篤と協議の上財産部へ伺出て其許可を得るにあらざれば些少の金員と雖も決

60) この人選は田中惣五郎によれば「池田恒太は初期からの会計課長、斎藤は初期の市ノ川鉱山所長、会計と鉱山の古参株を三家の若手に据えたわけである」と評している(『稿本』p.28)。

61) 「藤田組整理に関する毛利五郎の書簡」p.77.

して之を放資すべからざる事

第四項 従前經營し來りたる事業は可成速かに資金回収の途を立て専ら整理廃止を勉むべき事

第五項 藤田組にては毎年事業予算収支明細を調整し財産部の御認可を受け之を施行すべし……

第六項 藤田組にては毎月諸計算の各項を明記したる勘定表を調整し翌月15日迄に財産部へ差出すべき事

第七項 各社員の月費定額は財産部の御認可を得て藤田組より貸出し定額以外臨時の費用は特に御許可を受くるにあらざれば一切支出せざるべき事……

第八項 藤田組并各社員は現今の負債の外信用借等一切之をなさざるべき事……

第九項 如何なる人より依頼せらるるも他人に貸金をなす可からず。又他人の貸借間に保証人となる事は厳禁とすべき事

第十項 如何なる人より勧誘せらるるも藤田組の名義を以て寄付金又は義捐金等をなさざるべき事

第十一項 兼て財産部へ書入れある抵当物件を売却したときは其代金は多少に拘はらず拝借金の内へ返納すべし。若し返納を要せざる場合は總て財産部の御命令に隨い処分すべき事

第十二項 事業予算外に係る臨時収入金5千円以上に及ぶ時は其処分方に付財産部の御指揮を乞ふべき事

第十三項 金融の景況若くは事業上に於て著しく変動を生ずべき見込あるときは速に財産部に報告すべき事

第十四項 主管殿より三家戸主に宛る保護御趣旨書及其条件は誓て確守すべき事
明治30年10月 (署名略す)

こうして藤田組は、小坂鉱山払下げ以来主力を注いできた鉱山業をはじめ一切の事業を整理し、資産処分による負債償却・清算をすすめることになった。もっとも、整理案の中核になっていた小坂閉山方針は、31年にはいっても実行されず、実質的には放棄された。すでに周知のことであるが、30年10月に整理委員に任命された久原房之助は、同月小坂鉱山所長心得に就任し、閉山準備をすすめる役割を担っていた。⁶²⁾しかし、久原は黒鉱の乾式製煉による銅

62) 宇田川前掲論文 pp.36~37.

第4表 藤田組「貸借対照表」(明治32年3月末)

負 債	資 産
約束手形 1,110,100	公債証書 5,650
銀行借入 104,000	諸会社株券(1) 565,670
銀行当座借 22,800	△ (2) 259,787
諸方借 326,148	△ (3) 88,900
職員借 1,062	本店地所家屋 58,992
職員賞与金借 21,929	諸方貸 53,903
職員賞与準備金 8,802	久原所有地所家屋 *70,000
	三家道具代 *120,000
	小坂資産 400,000
	大森・保資産 38,000
	小坂レール代 *12,000
	稲扱事業所 *10,000
	金沢地所 *5,878
小 計 1,594,841	小 計 1,688,780
資産超過 93,939	
合 計 1,688,780	合 計 1,688,780

出典)「毛利家対藤田組貸借関係書類要項」p.165~168.

注) 1. 諸株券(1)は「○△印」分、同(2)は32年5月までに売却分、同(3)は「無印」と分けられている。

2. *印は売却見込代。

3. 小坂資産は運転資金22万円、機械代3万円、鉱山売却見込代15万円の合計40万円。

生産に望みのあることを知ると30年末から新製煉法の開発に着手する一方、単独で井上馨と交渉して藤田組整理の枠から小坂をはずし、井上の仲介で渋沢栄一からの資金援助を得ることに成功した。久原の回想によると起業資金所要額19万円のうち不足した4万円がこうして小坂に投資された。それとは別口であるかもしれないが、⁶⁴⁾ 31年9月から11月にかけて、毛利家は久原房之助と武田恭作(小坂精鉱課長、鹿太郎の女婿)名義で合計4万円を小坂製煉所銅鉱製煉資金として貸与し、この方針転換を公式に認めた。それだけ、毛利家融資も追加されたばかりか予定された小坂所有の設備等の売却も不可能となつたから整理実行を制約することになったと言つてよい。

他方、大森鉱山の休山、諸株の整理、不動産・動産の売却という、その他の条件がどの程

63)これを確認する方法はないが、久原の回想によると、他の整理委員は一貫して小坂への資金投下には反対していたようであり(『久原房之助』p.70)、毛利家が小坂鉱山への融資を単独で認めたとは考えにくい。従って、井上の斡旋でえた渋沢からの資金4万円が、例えば、第一銀行から毛利家に貸付けられ、それを久原・武田両人名義で受けたのではないかと思われる。

度実行されたかは詳らかではない。⁶⁴⁾ ただ、明治32年にはいって児島湾干拓工事に関する融資を実行するに際して作成された同年3月末の貸借対照表は第4表の如くであり、負債総額約160万円に対し、資産項目に4~5月売却予定期約26万円、道具代12万円、中之島地所家屋7万円、小坂所有25ポンドレール1.2万円、大森鉱山機械代3.7万円、金沢地所約6,000円など売却指示のあった資産をまだかなり残していたことがみてとれる。景気沈滞等の影響もあってか、資産処分による負債整理は予定通りには進まなかつたようである。

この間、毛利家は藤田組を児島湾干拓事業の担手として再生させるために必要な限り資金援助を続けた。その金額は「明治29年から同31年までに総計56万円近い」ものになり、しかもこのほかに「五分利金禄公債額面8万1千円をはじめとして、新たに横浜正金、日本鉄道、北海道炭坑鉄道汽船の代表株が多量に預けられている」と言う。⁶⁵⁾ 別の資料によれば後掲第7表のように、29年初めの融資残高約51万円に加えて、29~31年に約63.5万が融資され、30~31年の返済約29万円と差引いてもなお、31年末に86万円近くが毛利家からの融資として累積していた。このほかにも、上の如く有価証券の借受け等があったとすれば、毛利家の資金援助は100万円を超えていたと推定される。それは、債務累積の悪循環としか言いようのない状況を呈していた。そして、この巨額の融資をもってなお、藤田組外部負債の全てをまかなうには不足していたのではないかと思われるほど。その経営破綻は激しいものであった。債権保全のために援助の継続を決定した毛利家は、こうして泥沼にひきずりこまれていった感があった。

64) 木山彦一は、明治31年1月10日付の田島信夫あての書簡で、整理の手続が「一段落」したのを理由に辞意を表明している。従って、整理委員による経営縮小、動産不動産の受渡等の手続がかなりすんでいったとみてよいが、反面、「不幸にして一般株式の景況久敷沈滞し、近来は未曾有の暴落に及び為に速に整理の効を奏する事能はざるは誠に遺憾の至」と述べているように、資産処分等に限界があったことも否定できない(『松陰木山彦一翁』p.181)。

65) 安達明前掲稿 p.16.

第5表 小作料収入予算

干拓地区	第1区	第2区 1~2号	第2区 3号	小 計	左代金
工事期間 面 積	32~33年 330町	33~34年 555町	34~35年 315町	(9円/石)	
小作料収入	石		石	石	円
明治35年	660	—	—	660	5,940
36	1,320	1,100	—	2,430	21,870
37	1,980	2,220	630	4,830	43,470
38	2,640	3,330	1,260	7,230	65,070
39	3,300	4,440	1,890	9,630	86,670
40	3,960	5,550	2,520	12,030	108,270
41	3,960	6,660	3,150	13,770	123,930
42	—	6,660	3,780	10,440	93,960
43	—	—	3,780	3,780	34,020

出典)「児島湾整成地課収入概算」

しかし、毛利家が救済を続けることによってその回収を期待しうる条件もわずかながら生まれていた。それは、30年3月に岡山県令が更迭され、新県令のもとで児島湾干拓工事の着工が見込まれるようになってきていたからである。⁶⁶⁾ 明治25、26年の二度にわたる大洪水のため、治水対策上の不安を理由に反対する地元農民の運動を背景に、工事着工に消極的であった河野忠三県令に代つて着任した高崎親章県令は、児島湾開墾調査会を設けて審議のうえ明治31年9月に、藤田組に起工命令を下した。こうして、藤田組整理は新たな段階に進んだのである。

5. 児島湾干拓事業資金融資

懸案の児島湾干拓事業は明治32年5月に第1区が、8月に第2区が着工された。これに先立つて井上馨は、事業資金の貸付と既存債務の整理に関連して本事業推進の「主意書」を毛利家と藤田組に示して両者の協議を促し、新たな契約を結ぶよう勧告した。⁶⁷⁾

その内容は、第1に、第5表の如く、干拓によって造成される耕地合計1,200町歩について、完成後1年は小作米を免じ、2年目1反歩2斗、3年目4斗と、6年目まで2斗ずつ増加させて1.2斗の小作料を徴収する、第2に、有価証券借受を除く「從来の貸金」合計約89

66) 『世外井上公伝』第4巻 p.204.

67) 「毛利家対藤田組貸借関係書類要項」p.89以下。

万円(32年3月現在)と、⁶⁸⁾ 干拓事業資金予算約77万円は、年利5%の複利で貸付ける、第3に、その返済は小作米代価及び開墾地買取との相殺によるものとし、買取価格は小作米1石9円として年利5%で地価換算して算出する、⁶⁹⁾ 第4に、干拓事業に主力を集中するため、久原所有の不動産や有価証券(前掲第4表参照)は速やかに売却して「諸借財」を返却し、あわせて本店の改革を実行する、というものであった。なお、井上は「付言」として「小坂鉱山拡張事業は詳細取調を遂げたる上にあらざれば着手するや否容易に判定しがたし」と慎重な態度を表明していた。

この「主意書」が、明治29年12月の「藤田組整理旨趣要項」に定められた条件のうち、干拓地1,500町歩までは毛利家に実費で譲渡するとの条件に沿つて作成されたことは言うまでもない。⁷⁰⁾ 第一期の起工命令が下った第1区、第2区の合計は1,200町歩であったから、それは全て毛利家へ譲渡されるものと考えられた。しかし、累積した巨額の負債を償却するためには、「実費」譲渡では到底不足であったから、小作米価格を基準に地価を算定するとともに、貸付利率の引下げが提案された。井上の言葉に

68) 「毛利家拠借金返納方法概算」による。

69) 藤田組は、これに先立つて「免租収穫調書」を提出し、小作米石代を1石10円として換算することを希望していたが認められなかったようである(「主意書」p.91)。

70) 「実費」の意味については、注45)を参照されたい。

第6表 借入金返納予定

	期首残高	借入	利子	返済		(単位:円)
				小作料	田地売上代	
明治 32 年	824,700	250,000	52,233	—	—	
33	1,126,933	300,000	70,231	—	—	
34	1,497,164	222,500	88,462	—	—	
35	1,808,127	0	99,447	5,940	—	
36	1,901,634	0	104,589	21,870	—	
37	1,984,354	0	109,139	43,470	—	
38	2,050,024	0	112,751	65,070	—	
39	2,097,705	0	115,373	86,670	—	
40	2,126,409	0	116,952	108,270	—	
41	2,135,091	0	117,430	123,930	712,800	
42	1,415,791	0	77,868	93,960	1,198,800	
43	200,900	0	11,049	34,020	680,400	
44	△502,470	0	—	—	—	

出典)「毛利家押借金返納方法概算」

よれば「奈如せん漸次負債金額相嵩み方今凡そ世上普通の利息を加え計算しては到底藤田組の資産は支盡するも尚負債の義務を果し能はざるに依り」,⁷¹⁾ それまで、第一次融資分 25 万円 5.5%, 第二次分 18 万円 6.5%, 29 年以降臨時借約 40 万円 10% (日歩 3 銭) を一率 5% とし、新規貸付もこれに準ずることとしたのである。こうした方策を講じることによって、第一期工事完了後の収支を「主意書」は次のように記している。

<資料 11> 主意書

……藤田組に於ては此恩沢に依り方今は家計を維持し加ふるに該事業に付き毛利家に対し決算の時期に至りて些少ながら凡 9 万円余の剩余金を生ずるならん。他の方には若し小坂鉱山を拡張するを得る場合に至らば望外の財産を生ずるも計るべからず。該拡張を為さざる者と仮定するも極めて憶に積算するも開墾決算期に至りては毛利家貸付金 (有価証券を除く) を以て開墾地代を差引計算するも金 9 万円を剩し又本店収支計算書の末にある残金 6 万円開墾事業運動費の残金凡そ 10 万円と認めれば計金 25 万円を生ず。又小坂鉱山の事業を 36 年末迄として爾後全く廃棄と仮定する時は金 22 万円の運転資金と金 3 万円の器械売却見込代を合計すれば金 50 万円となる。固て別紙丁号貸借表中小坂鉱山資産の 40 万円を除するも尚金 10 万円の残金あるに付之を以て

71) 「主意書」p.92.

三家の子孫は新たに営業の基礎を立てるか、或は小坂事業を継続するかは復来の問題となし置かん。……

つまり、既往の毛利家融資を含めて全てを児島湾干拓事業の融資と見做し、工事完了後に耕地引渡によってこれを相殺して、藤田組の累積負債を全て償却できると考えられていた。剩余金 9 万円の算出根拠が不明であるが、別の資料によると、借入金返済予定は第 6 表の如くで、明治 44 年には、約 50 万円の剩余が生ずる計算になっている。いずれにしても、利子の元金繰入れで年々増加する見込の毛利家融資を返済するためには、このような方法による以外にないと考えられていた。ここでは、久原房之助を中心に進められていた小坂黒鉱製煉法の開発は、再建計画の枠外にたな上げされていたのである。

以上の「主意書」に即した契約は、明治 32 年 7 月 1 日付で毛利家と藤田組の間で締結され、ここに両者の共同事業として児島湾干拓事業が正式に出発した。⁷²⁾ 契約にあたって藤田組は既往の融資の抵当として差入れてあった小坂鉱山鉱区券をはじめ不動産・動産を改めて差入れ、明治 18 年以来の融資残高を全て児島湾干拓事業

72) 契約書の全文は「毛利家対藤田組貸借関係書類要項」(pp.102~127)に残されているが、長文であるうえ、先の「主意書」と同趣旨があるので、省略した。なお、事業資金貸付予定額は「主意書」の 77 万 100 円から、契約書では 77 万 2,500 円に変更されている(第 6 表参照)。

第7表 第三次融資以後の毛利家融資

	年初残高	年初 借入 (前年利子?)** A	鉱山資金 借入 B	干拓資金 借入 C	A+B+C	(単位:円)	
						返済額	
明治 29 年	511,702*	—	190,000	190,000	—		
30	701,702*	28,000	165,592	193,592	185,000		
31	710,294*	22,000	45,000	184,711	251,711	102,873	
32	859,132	37,516	—	303,472	340,988	71,487	
33	1,128,633	25,773	—	253,095	278,868	69,943	
34	1,337,558	62,587	—	167,754	230,341	—	
35	1,567,899	73,887	—	103,000	176,887	—	
36	1,744,786	84,894	—	—	—	(1,829,680)	

出典)「毛利家——藤田組貸借関係調査表」

注) 1. * は筆者の推算額。推定の方法は 33 年末の年初残高が記載されているのでこれからさかのぼって計算した。そのため、第二次融資までの残高 463,700 円より 5 万円近く 29 年年初残高が多くていている。** は年初 1 月 1 日付に借入れられたもの。

への毛利家貸付金に切替えたことは言うまでもない。

干拓資金として実際に貸付けられた金額は第 7 表の如く、契約以前の分を含めて約 100 万円に達した。その全てが児島湾に投げられたかどうかは確言できない。しかし、同じ時期の小坂・大森などの鉱山起業投資は、山元での償却額を下回っており、黒鉱製煉の成功とともに再生した小坂鉱山や、富鉱帶の発見によって休山を開いた大森鉱山も着実な収益をあげていた(第 8 表)。とりわけ小坂鉱山の急速な発展は、毛利家の経営干渉から脱しうる条件を作り出した。もちろん、それは一方で巨額の負債を児島

6. おわりに

『藤田組沿革』は、「明治 36 年 1 月本社ノ債務ヲ整理シ事業の基礎確立セルヲ以テ毛利家保護ノ関係ヨリ離ル」と記している。36 年 1 月 1 日現在で 183 万円に達した毛利家融資がどのように返済されたかは詳らかではない。⁷³⁾ 児島湾干拓事業は工期が延長され、第 1 区の完成が 38 年、第 2 区が 45 年と大幅に遅れたから、⁷⁴⁾ 契約に従って干拓地と相殺されたとは思われない。従って、返済資金は基本的には小坂鉱山の高収益によって生みだされたと考えてよいであろう。もちろん、藤田組が鉱山収益で負債を一括返済したと考えるのは乱暴にすぎるであろう。しかし、明治 35 年の小坂総益金が 80 万円(予算額)を超える見込みであったことや、同じ頃の足尾の収益が年間 100 万円を超過していたことから比べれば、⁷⁵⁾ 183 万円の負債返

73) これについて安達明は「以後の返済方法は年賦で支払った模様。但し、その時日金額等は毛利家貸借書類には記されていない」と書いている(「毛利家——藤田組貸借関係調査表」注 1)による)。

74) 『七十年之回顧』p.41.

第8表 鉱山収入と投資(予算)

	(単位:円)		
	明治 33 年	34 年	35 年
小坂	総益金 203,700	683,340	814,675
	償却 134,400	569,928	694,675
	純益金 69,300	113,412	120,000
大森	起業費 119,700	469,928	646,154
	総益金 17,538	19,771	14,184
	償却 1,214	3,600	11,447
瑞芳	純益金 16,324	16,171	2,737
	起業費 0	3,600	6,379
	総益金 38,172	32,400	19,314
小計	償却 25,116	11,880	△8,065
	純益金 13,056	20,520	27,379
	起業費 12,000	10,800	31,810
	総益金 259,410	735,511	848,173
	償却 160,730	585,408	698,057
	純益金 98,680	150,103	150,116
	起業費 131,700	484,328	684,343

出典)「藤田組損益予算書」「同金融予算書」

済に藤田組が難渋したとも言えない。小坂鉱山の再生は、それほど決定的な意味をもっていたのである。

さらに考慮しておくべきことは、藤田組の資金借入先が変化したのではないかということである。その点では北浜銀行の役割に注目しなければならない。伊牟田敏充氏の研究によると、⁷⁶⁾ ちょうど藤田組が毛利家の保護監督から脱した36年をはさむ間に、北浜銀行の貸出が急増し、その担保構成も変化したことが明らかにされている。持株比率が小さいとはいえ、筆頭株主である藤田が北浜銀行からの資金融通によって、毛利家との旧来の関係を清算したと考えるのも、それほど無理な推定ではない。

残念ながら、藤田組が小坂の収益をどのように使い、あるいは北浜銀行とどのような資金融通関係をとり結んだか、などの論点を明らかにしうる資料を欠いている。そうした問題の解明が、第一次大戦期の藤田組の多角化とその挫折を明らかにしていくうえで不可欠の前提をなすことは言うまでもないが、それは宿題として残さざるを得ない。ただ後年の展開との関連で付言しておけば、藤田伝三郎を中心とする藤田組の経営内容は、投機的な活動に傾斜し、借入金依存の強いものであったことに留意しておく必要がある。それが度重なる経営破綻の基本的な要因であったこと、しかも、投機の失敗とともに

75) 古河鉱業『創業100年史』p.193による。明治30～39年の最高は34年の214万円であった。

76) 伊牟田敏充「岩下清周と北浜銀行」『資本主義の形成と発展』(東京大会出版会、1968年)参照。

なう金融逼迫は、鉱山部門の不振によって増幅され、決定的な経営危機を招いたことである。

その意味では、藤田組の場合、通常いわれるような「政商」から「財閥」への転化は必ずしもスムーズなものではなかった。それを支えたのは、18年間にわたって総額226万円を貸出した毛利家であった。この間、36年1月までに返済されたのは43万円にすぎず、毛利家は児島湾干拓事業への期待をよりどころに、藤田組に資金を投入しつづけた。36年1月の残高183万円は決して少ない額ではない。足尾鉱毒予防工事費として約100万円の資金を第一銀行から借り入れるために、古河家が初代総長市兵衛に代えて潤吉を前面に押し出し、財務整理にあたらせるなどの方策を講じなければならなかったことはよく知られている。⁷⁷⁾ 第三次融資に際しての藤田組の事情もこれに類似しているが、毛利家融資は第一銀行貸出を上回った。明治30年当時の三井銀行の預金残高2,500万円、第一銀行1,118万円、三菱住友両行が600万円台であったことから比べれば、⁷⁸⁾ 毛利家の資金力の強大さも強調しすぎることはないであろう。秋禄処分以降、十五銀行に象徴される旧大名領主層が備えていた資金的な影響力の大きさを、われわれは再検討しなければならないのではあるまい。

77) 『創業100年史』(古河鉱業) pp.175～177。

78) 加藤俊彦『本邦銀行史論』(東京大学出版会、1957年) pp.140～141、第54表による。

(1982.7.26 脱稿)
〔東京大学経済学部助教授〕